

令和元年度
滋賀県米原市職員採用試験案内
《 行政職（7月試験） 》
《 行政職（7月試験：UIターン枠） 》
《 土木技術職（7月試験） 》



受付期間	令和元年6月3日（月）～6月26日（水） （郵送の場合は令和元年6月26日までの消印有効）
第1次試験日	令和元年7月28日（日）

問合せ先
〒521-8501
米原市下多良三丁目3番地
米原市役所総務部総務課
電話（0749） 52 - 1551（代表）
電話（0749） 52 - 1552（直通）

1 試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政職(7月試験)	7人程度	一般行政事務
行政職 (7月試験:UIターン枠)	2人程度	
土木技術職(7月試験)	2人程度	土木に関する計画、設計、監督等の業務および関連する行政事務

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できます。

試験区分	受験資格
行政職(7月試験)	平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
行政職 (7月試験:UIターン枠)	昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 民間企業等における職務経験(※)が通算3年以上(令和2年3月31日現在)ある人 市外に在住している人で、職員採用後、米原市内に定住しようとする人
土木技術職(7月試験)	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 土木に関する専門課程を修了した人(令和2年3月31日までに卒業見込みの人を含む)または民間企業等で土木関係の職務経験(※)(土木系コンサルタント業含む)が通算3年以上(令和2年3月31日現在)ある人

※職務経験について

- ・民間企業等において、週30時間以上の勤務を6か月以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・雇用形態は、正職員、臨時職員等を問いません。
- ・複数の場合は勤務年数を通算することができます。
- ・育児休業、退職等で休んでいた期間は通算できません。
- ・第3次試験合格者は、職務経験年数の確認のため、職務経験証明書を提出していただきます。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ア 成年被後見人または被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 試験日および試験場所

- ア 試験日 令和元年7月28日(日)
- イ 受付 長浜バイオ大学 (滋賀県長浜市田村町1266番地)
- ウ 場所 長浜バイオ大学 (滋賀県長浜市田村町1266番地)
※試験会場は、第1次試験受付時に指定します。
※試験会場へは、できる限り公共交通機関を利用してください。

(2) 試験方法

ア 行政職(7月試験) (選択:基礎能力検査)

試験方法	試験時間	内容
基礎能力検査 (SPI)	9:00~10:10	言語的理解、論理的思考、数量的処理に関する能力検査
面接試験 (集団面接)	10:20~12:20	集団面接方式の自己アピール試験

イ 行政職(7月試験) (選択:総合適性検査)、行政職(7月試験:UIターン枠)、土木技術職(7月試験)

試験方法	試験時間	内 容
総合適性検査 (基礎能力、事務能力)	9:00~11:00	文書読解能力、数的能力、推理判断能力、人文・社会・自然に関する一般知識、基礎英語および事務能力診断検査(多肢選択式)
面接試験 (集団面接)	11:10~12:10	集団面接方式の自己アピール試験

4 第1次試験の結果発表

令和元年8月中旬頃に米原市役所米原・山東・伊吹・近江各庁舎(以下「米原市役所各庁舎」という。)前の掲示板および米原市公式ウェブサイト(<http://www.city.maibara.lg.jp/>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

5 第2次試験

(1) 試験日および試験場所

令和元年8月下旬に行う予定です。日時、場所等については、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 試験方法

ア 面接試験 集団面接等による試験を行います。

イ 性格検査 職務遂行における性格の特徴や適応性などをみる検査を行います。

6 第2次試験の結果発表

令和元年9月中旬頃に米原市役所各庁舎前の掲示板および米原市公式ウェブサイト(<http://www.city.maibara.lg.jp/>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

7 第3次試験

(1) 試験日および試験場所

令和元年9月下旬に行う予定です。日時、場所等については、第2次試験の合格者に通知します。

(2) 試験方法

ア 論文試験 識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

イ 面接試験 個別面接による試験を行います。

8 最終合格者の発表

第2次試験、第3次試験の結果に基づき合否を決定の上、令和元年10月中旬頃に米原市役所各庁舎前の掲示板および米原市公式ウェブサイト(<http://www.city.maibara.lg.jp/>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

9 合格基準について

試験項目ごとに合格基準を設け、1項目でも基準に達しない場合は、不合格となります。

10 採用および給与等

(1) 合格者は採用候補者名簿に登録された後、成績順に採用者が決定されます。この名簿は原則として1年間有効です。

(2) 採用は、令和2年4月1日の予定です。

(3) 受験資格がないこと、または申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(4) 取得見込みを要件として受験した人が、所定の時期までに資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。

(5) 初任給月額、次のとおりです。(平成 31 年4月1日現在の額)

職種区分	モデルケース	月 額
行政職 (7月試験)	大学等新卒者の場合	180,700円程度
行政職 (7月試験: UI ターン枠)	年齢が 26 歳、大学等卒業後、民間 事業所等における職務経験年数が 3 年の場合	194,000円程度
土木技術職 (7月試験)		

このほか扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。また、経歴等に応じて上記に一定の額が調整されることがあります。

11 受験手続および受付期間

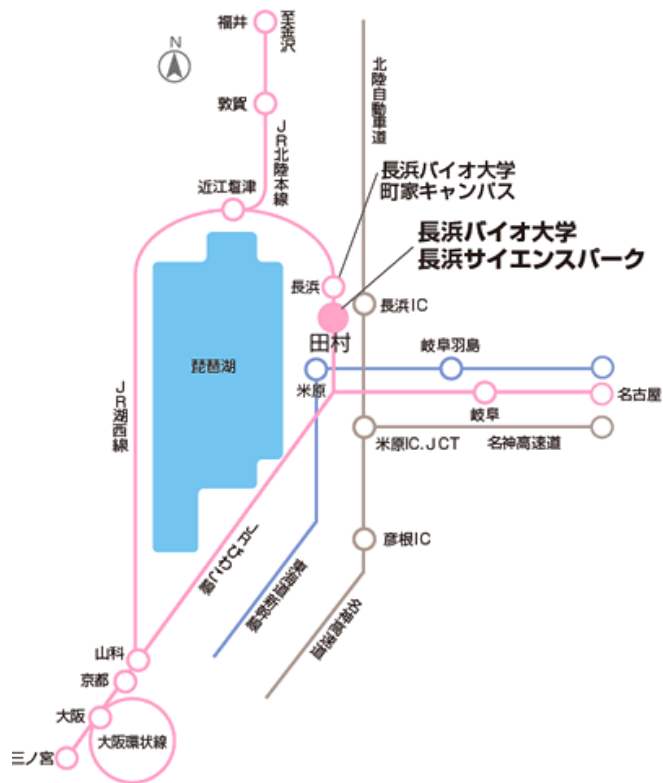
申込用紙の請求	米原市役所米原庁舎総務部総務課(〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地)および米原市役所各庁舎の市民自治センターで配布するほか、米原市公式ウェブサイト(http://www.city.maibara.lg.jp/)からもダウンロードできます。 郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」「試験区分 行政職(7月試験)、行政職(7月試験: UI ターン枠)、土木技術職(7月試験)」と赤字で書き、返信用封筒(角型2号封筒(33.2×24 cm)に120円切手を貼り、宛先を明記したものを同封してください。
提出書類	・申込書(申込日前6か月以内に撮影した写真を所定の位置に貼ること。) ・受験票(申込日前6か月以内に撮影した写真を所定の位置に貼ること。) 郵便で申し込む場合は、封筒の表に「職員採用試験申込」「試験区分 行政職(7月試験)、行政職(7月試験: UI ターン枠)、土木技術職(7月試験)」と赤字で書き、 <u>返信用封筒(長型3号封筒(23.5×12 cm)に82円切手を貼り、宛先を明記したものを同封し、郵送(簡易書留)にて提出してください。</u>
提出先	〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地 米原市役所総務部総務課 職員採用試験担当
受付期間	令和元年6月3日(月)から令和元年6月26日(水)まで(土曜日、日曜日を除く。)の執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)に受け付けます。郵送の場合は、令和元年6月26日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。
その他	申込書を受理した場合は、受験票を交付します。 郵便による申込者には受験票を郵送しますが、令和元年7月8日(月)までに到着しないときは、米原市役所総務部総務課までお問合せください。

12 試験結果の開示

この試験の結果については、受験者本人が米原市個人情報保護条例に基づき、口頭による開示を請求することができます。電話等による請求では開示できませんので、口頭による開示を請求する場合は、受験者本人であることを証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等で写真が貼付されているもの)を持参の上、下記開示受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、米原市役所総務部総務課へお越しください(ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は除きます)。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間
第1次試験	第1次試験の不合格者	第1次試験の得点および順位	第1次試験の結果発表の日から1か月間
第2次試験	第2次試験の不合格者	第1次試験の得点および順位、 第2次試験の得点および順位	第2次試験の結果発表の日から1か月間
第3次試験	第3次試験の受験者	第1次試験の得点および順位、 第2次試験の得点および順位、 第3次試験の得点および順位	最終合格発表の日から1か月間

13 試験会場案内図



長浜バイオ大学

住所 滋賀県長浜市田村町 1266 番地

JR 利用

- JR 田村駅<キャンパス前>
- JR 京都駅・岐阜駅-70 分
- ※新幹線利用-38 分 (京都-田村)
- JR 大阪駅・名古屋駅-100 分
- ※新幹線利用-46 分 (大阪-田村)

車利用

- 長浜 IC<車で 15 分>
- 京都・名古屋-80km (60 分)
- 大阪-120km (90 分)

14 問合せ先

滋賀県米原市下多良三丁目3番地 米原市役所総務部総務課
 電話 (0749) 52 - 1551(代表) (0749) 52 - 1552(直通)

米原市シンボルキャラクター



「姫ママル」「ホタルン」「源氏パンパル」

令和元年度滋賀県米原市職員採用試験申込書

試験区分		※			(写真欄)				
<input type="checkbox"/> 行政職 (7月試験) <input checked="" type="checkbox"/> 基礎能力検査 (SPI) <input type="checkbox"/> 総合適性検査 <input type="checkbox"/> 行政職 (7月試験: UIターン枠) <input type="checkbox"/> 土木技術職 (7月試験)		受験番号	—		写真は、申込日前6 か月以内に撮影した 上半身・脱帽・正面向 きのもので、裏面に氏 名を記入の上、のりを 全面につけて貼って ください。受験票と同じ 写真を用いてください。 (4cm×3cm)				
ふりがな					年 月 撮影				
氏 名									
生 年 月 日	昭和・平成	年	月	日生 (歳)	※ 受付印				
現 住 所	〒 —								
	電話 () — (呼出 方)								
連絡先 (通知等送付先) (現住所と異なる場合のみ記入)	〒 —								
	電話 () — (呼出 方)								
行政職 (UIターン枠) 土木技術職	※民間企業等での職務経験年数について 週30時間以上の勤務を6か月以上継続して就業していた 期間を通算してください。								
	通算 年								
<p>私は、滋賀県米原市職員採用試験を受験したいので、上記のとおり申し込みます。 なお、私は、次のいずれにも該当しておりません。また、この申込書の記載事項に相違ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人または被保佐人 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人 ・米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人 									
令和元年 月 日		<table border="1"> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				氏 名			
氏 名									
(自署してください)									

記入上の注意

- 1 記載事項に不正があると、米原市職員として採用される資格を失うことがあります。
- 2 試験区分は、希望する試験区分を選択し、□を黒く塗りつぶしてください。
- 3 ※印を除く全ての欄に、黒もしくは青のボールペンまたは万年筆で記入してください。
- 4 年齢は令和元年6月1日現在で記入してください。
- 5 UIターン枠、土木技術職で申込の場合のみ、職務経験年数を記入してください。

令和元年度滋賀県米原市職員採用試験

受 験 票

試験区分 <input type="checkbox"/> 行政職（7月試験） ↳ <input type="checkbox"/> 基礎能力検査(SPI) ↳ <input type="checkbox"/> 総合適性検査 <input type="checkbox"/> 行政職（7月試験：UIターン枠） <input type="checkbox"/> 土木技術職（7月試験）	※ 受験番号 —
ふりがな	
氏 名	

※ 受付印

(写真欄) 写真は、申込日前6か月以内に撮影した上半身・脱帽・正面向きのもので、裏面に氏名を記入の上、のりを全面につけて貼ってください。 受験申込書と同じ写真を用いてください。

年 月 撮影

※ 試験日時 令和元年7月28日（日）午前9時00分開始

※ 受付場所・時間 長浜バイオ大学 午前8時15分～午前8時40分
※ 試験会場 受付時に指定します 午前8時45分着席

《受験上の注意》

- 1 試験当日、受験票を持参しないと、試験会場に入れない場合があります。
なお、受験票に受付印のない場合は、受験できません。
- 2 試験当日は、午前8時45分までに会場へ入ってください。遅刻者は、特別の理由のあるもののほかは受験できません。
なお、受付は午前8時15分からです。
- 3 筆記具（BまたはHBの鉛筆、消しゴム等）、その他必要なものを持参してください。
- 4 試験会場では、係員の指示に従ってください。
- 5 使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります。（携帯電話・PHS等の使用はできません。）
- 6 試験会場へは、できる限り公共交通機関を利用してください。